

平成二十四年二月十日提出
質問第六四号

外務省職員の不祥事に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

外務省職員の不祥事に関する質問主意書

一 一般に外務省として、同省職員が国内外で暴行や窃盗等の刑事事件へとつながる不祥事を起こした際、その日にち、内容、被害状況、起こした者の実名等、それに関する事実関係につき、どのようなタイミングでどのような方法により公表をしているのか等、その基準について説明されたい。

二 外務省として、同省職員が一の不祥事を起こした際、同省が公表するよりも先に、新聞等の報道機関によつてその事実関係が世間に公表されたという事例は過去にあるか。

三 二で、あるのなら、それらの事例は、各種報道機関が公表しようがしまいが、外務省としてきちんと公表する予定のものであったのか。確認を求める。

四 外務省として、過去に同省職員が起こした一の不祥事のうち、公表をしなかったものはあるか。

五 四で、あるのなら、それはなぜか。

六 本年二月九日の各紙夕刊等の新聞報道によると、同月八日、東京都国分寺市のJR国分寺駅において、泥酔した外務省国際法局経済条約課首席事務官の男性職員が男性駅員に暴行を働いたとのことであるが、右は事実か。

七 外務省として、六の不祥事をいつ、どのように把握したか。

八 外務省として、六の不祥事をいつ、どのようにして公表しているか。またそのタイミングは、六で触れた新聞報道より先であったか、または後であったか。

九 外務省として、六の首席事務官の実名を公表する考えはあるか。

十 九で、ないのなら、その理由並びに実名の公表を拒むことができる法的根拠を示されたい。
右質問する。